

第4次地域管理経営計画書

第4次国有林野施業実施計画書

(紀中森林計画区)

(第三次変更計画書)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成23年4月 1日} \\ \text{至 平成28年3月31日} \end{array} \right]$

(変更年月 平成26年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画書〕

3 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の整備に関する事項	2
-------------------------------------	---

第4次地域管理経営計画書（紀中森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。
なお、本変更計画は、平成26年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林業専用道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(エ) 林道開設及び改良総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長	箇所数	延長
山地災害防止タイプ	—	—	—	—
自然維持タイプ	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—
水源涵養タイプ	6	8,768	—	—
計	6	8,768	—	—

第4次国有林野施業実施計画（紀中森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成26年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

森林整備を行うために必要な林業専用道の開設計画を変更します。

【変更する内容】

3 林道の整備に関する事項

林道の開設及び改良の路線別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(エ)）

(単位：m)

基幹 ・ 管理別	開設 ・ 改良	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型	備考
管 理	開 設	津俣林業専用道 253林班線	津俣 253	1,000	水源涵養タイプ	
		西ノ河林業専用道 寒川辻線	西ノ河 39～41	2,468	水源涵養タイプ	
		西ノ河林業専用道 48林班線	西ノ河 48	800	水源涵養タイプ	
		野々川林業専用道	野々川 69	1,100	水源涵養タイプ	
		西ノ河林業専用道 39林班線	西ノ河 37、39	1,700	水源涵養タイプ	
		西ノ河林業専用道 50林班線	西ノ河 50、51	1,700	水源涵養タイプ	
計		6路線		8,768		